

第2次長野県文化芸術振興計画（案）に対するご意見及び県の考え方について

○意見募集期間 令和5年2月3日（金）～3月6日（月） 32日間

○意見の総数 6件（3人）

No	項目	ご意見の要旨	県の考え方
1	全般	子どもたちへの施策について、文化芸術の活用という点に重きが置かれ、文化芸術そのものに触れるという点が弱い様を感じる。文化芸術に触れ、感じ、味わう機会の保障について一文を設けていただきたい。	<p>「めざす姿」に掲げる「誰もが文化芸術と触れあい、心豊かに暮らしている」の実現に向けた「施策の展開」として、第6の1（2）①に「文化芸術に触れる機会の充実」を掲げていますが、この施策は子どもたちを含む全ての県民を対象としています。</p> <p>「主な取組」に掲げる事業としては、例えば「地域の文化施設等と連携した県立文化会館のアウトリーチ活動の実施」の中で、小中学校での音楽の公演や、演技指導講座の開催を行ってまいります。</p> <p>併せて、第6の2（1）「多様な分野における文化芸術の活用」（教育分野）においても、子どもたちが文化芸術に触れる重要性を改めて示すために、冒頭の文章を以下のとおり修正します。</p> <p>「<u>幼少期から文化芸術に親しむことは、子どもたちの感性や創造性を高め、コミュニケーションの能力や自己肯定感等の向上に繋がります。教育現場において、文化芸術の鑑賞機会の提供や「学び」への活用を進めることで、子どもや若い世代の人々が文化芸術に親しむ機会の<u>充実に取り組めます。</u></u>」</p> <p>「めざす姿」の実現に向けて、子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実は重要であり、第2次計画の期間において、より一層取組を充実させていきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【文化政策課】</p>

2	<p>第3 現状と課題</p> <p>1 第1次「長野県文化芸術振興計画」(H30～R4)の総括</p> <p>(2)長野県立美術館の開館</p>	<p>長野県信濃美術館から長野県立美術館への改称の際、「信濃美術館」への愛着を示す意見も多数寄せられていた。</p> <p>https://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/documents/ikenboshu_meisho.pdf</p> <p>改称にあたり、旧地名の「信濃」(あるいはその別称である「信州」)に対する、県民の愛着心の存在があらためて注目された。</p> <p>などの記述が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「昭和41年(1966年)に開館した長野県信濃美術館は、唯一の県立美術館として、本県にゆかりのある作家の作品や、美しい自然に恵まれた信州の風景画を中心に収集・公開してきました。かつての本県の呼び名であった「信濃」を使った名称を含め、多くの県民に親しまれてきましたが、開館から50年以上が経過する中で、著しい老朽化に加え、美術館に対する県民の多様な要望に応えることが難しくなっていたことから、新たに建て替えることとし、令和3年4月に、「長野県立美術館」として新築オープンしました。」</p> <p style="text-align: right;">【文化政策課】</p>
3	<p>第6 施策の展開</p> <p>1 誰もが文化芸術と触れあい、心豊かに暮らしている</p> <p>(2)文化芸術に参加できる機会の拡大</p> <p>①文化芸術に触れる機会の充実</p>	<p>本章については、全体として歴史館・美術館・図書館などの県立文化施設の具体的な取り組みや相互連携についての記述が豊富になっており評価できるが、さらに以下の点で不足があると考える。</p> <p>【アーカイブに係る記述の対象拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アーカイブについての記述「県立文化会館・県立美術館におけるコンサートやコレクション展等のアーカイブ配信」は対象が限られており、より幅広い記述が望ましい。 <p>県立施設における上演、上映、展示等のうち可能なもののデジタル化による公開、及びデータの記録(アーカイブ)化などの記述としてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この前項の記述「ハイブリット公演」は「ハイブリッド公演」誤記(英語表記: Hybrid)と思われるため修正が必要である。 	<p>第6の1(2)①「文化芸術に触れる機会の充実」の「主な取組」では、公演等のリアルタイムでの配信については「県立文化会館におけるリアル・オンラインを組み合わせたハイブリッド公演の開催」、公演や展示作品の記録・アーカイブ配信については「県立文化会館・県立美術館におけるコンサートやコレクション展等のアーカイブ配信」と掲げており、ご指摘の趣旨に則っているものと考えておりますが、より具体的な取組を分かりやすくするため、次のとおり修正します。</p> <p>「<u>県立文化会館におけるコンサート等の対面とオンラインを組み合わせたハイブリッドでの開催</u>」</p> <p>また、県立歴史館の資料や収蔵品については、3(2)②「地域の歴史文化の発信」の「主な取組」において「信州ナレッジスクエア」の活用等によりデジタル化を行うことを掲げています。</p> <p>全ての人が文化芸術に親しむためには、デジタル技術の活用は重要な観点であり、県立文化施設においても取組を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【文化政策課】</p>

4	<p>第6 施策の展開 3 文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が引き継がれている</p> <p>(1)地域の文化芸術の推進力の強化 ②専門人材の育成</p>	<p>・学芸員に係る記述として「<u>作品の収集、保管、展示及び調査研究に携わる</u>」とあることから、美術館学芸員を指すと理解される。「作品」を「資料、作品」と改め、美術館以外の学芸員も含まれるよう修正すべきである。</p> <p>・「主な取組」では、「<u>県立文化会館・県立美術館・県立歴史館・信州アーツカウンシルで活動する専門人材の確保・育成</u>」「<u>県立美術館・県立歴史館の交流展、企画展、アウトリーチ等を通じた学芸員の連携促進</u>」と、歴史館等についても追記すべきである。</p>	<p>・ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 「文化芸術分野は、(中略) <u>作品や資料の収集、保管、展示及び調査研究に携わる学芸員など、専門的な知識や技術を要する人材が不可欠です。</u>」</p> <p>・「主な取組」のうち、「<u>県立文化会館・県立美術館・信州アーツカウンシルで活動する専門人材の確保・育成</u>」については、ご指摘を踏まえ、「<u>県立文化会館・県立美術館・県立歴史館、信州アーツカウンシルで活動する専門人材の確保・育成</u>」に修正します。</p> <p>一方、「<u>県立美術館の交流展等を通じた学芸員の連携促進</u>」については、県立美術館単独の事業について記載したものです。他の県立施設、公立施設及び民間施設の連携については、「主な取組」の1つ下で掲げている「<u>美術館・博物館等の専門人材の地域間の交流促進</u>」によって取組を進めることとしておりますが、ご指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 「<u>美術館・博物館等(県立施設を含む)の専門人材の地域間の交流促進</u>」</p> <p style="text-align: right;">【文化政策課、文化財・生涯学習課】</p>
5	<p>第6 施策の展開 3 文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が引き継がれている</p> <p>(2)地域の伝統文化の保存・活用 ①文化財・伝統芸能等の保護・記録・継承</p>	<p>重点的施策と関連の強い取組を【重点】としているとのことであるが、本項に重点施策がまったくないのは他項と比してもアンバランスな感を否めない。</p> <p>たとえば、今回新たな取組として入った県史編さん事業については、地域文化の継承・持続的発展の要ともなることから、重点的施策①「<u>県民主体・地域主体の文化芸術活動の推進</u>」関連取組に位置づけ、重点施策とすべきではないか、検討いただきたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり【重点】を追記します。</p> <p>「主な取組」の「<u>伝統芸能等の担い手確保の取組支援</u>」については、信州アーツカウンシルによる支援と関連が強い取組のため、【重点】とします。</p> <p>「<u>新たな県史編さんの検討による、長野県の歩みの記録や未来に継承する営みの推進</u>」についても、新たな県史の編さんを行うには、様々な分野の関係機関の連携が必要であることに加え、県民が地域の歴史をより深く知ることが、地域主体の文化芸術活動の推進に繋がることから、【重点】とします。</p> <p style="text-align: right;">【文化政策課、文化財・生涯学習課】</p>

6	<p>第6 施策の展開</p> <p>3 文化芸術活動や伝統文化が地域で支えられ、その価値が引き継がれている</p> <p>(2)地域の伝統文化の保存・活用</p> <p>①文化財・伝統芸能等の保護・記録・継承</p>	<p>・「主な取組」の「地域としての総合的な文化財の保存活用計画などに基づく文化財の総合的な保存と活用の推進」、「文化財所有者による保存、修理、公開、活用等に対する支援」、「文化財パトロールの実施による文化財の現状把握」について、どの部でどのような支援を行うのか、また現状把握をしてどのようにするのか具体的に表記すべきであると思う。</p> <p>・「主な取組」の「文化財の世界遺産、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す市町村や保存団体等の取組を支援」について、どの部でどのような支援を行うのか、世界遺産・文化遺産への登録・支援・保存団体に対する支援は何をどうするのか具体的に表記すべきであると思う。</p>	<p>「主な取組」については、計画期間中に県として取り組んでいくことを記載しておりますが、ご指摘の項目については実施手法や対象等を狭めないような表記としており、文化財保存活用に関する計画の策定・実施等への助言、修繕等への助成、様々な相談対応、国等との調整、世界遺産登録等への取組支援など、文化財の保存活用に資する取組について、文化財所管課が関係部局と連携して取り組むことを想定しております。</p> <p>また、「文化財パトロールの実施による文化財の現状把握」については、計画期間中に県として文化財の現状把握を行っていくことを表記しているもので、その結果については上記の様々な取組に活用してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【文化財・生涯学習課】</p>
---	---	--	---